

広島県告示第九百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和三年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
共創未来 府中薬局	府中薬局アゼリア館	府中市鵜飼町五五五番地 一二	令和三年八月三十一日
ベル薬局 阿品台店	すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一 七番二七号	令和三年九月一日
医療法人社団光羅会 藤原眼科	医療法人社団 藤原眼科	世羅郡世羅町本郷一〇二一 八番地	令和三年八月一日